

清原氏の勢力範囲と形成過程

—平安時代における出羽北三郡の有力者居宅遺跡—

Territory of the Kiyohara Clan and its Historical Formation Process: sites of residential houses of powerful people in Senboku-san-gun in Dewa in Heian era

島田 祐悦^{*}
Shimada Yuetsu

Until the establishment of the Oshu Fujiwara clan, the Kiyohara clan had influence over the northern half of Ou. Regarding its origins, there are opinions, one is a descendant of Kiyohara no Yoshimochi (清原令望) who appeared to be a government army in a historical record during the Gangyo War (元慶の乱), and another opinion was local officials who worked at provincial office such as Akita-Jo and Hotta-no-Saku. In “Mutsuwaki” (陸奥話記), it is recorded that under the command of Kiyohara no Mitsuyori (清原光頼), the chieftain of Fushu (俘囚) in this region and his eldest son Yorito (頼遠), 10,000 people were mobilized into the force, together with Kiyohara no Takenori (清原武則) as the commander of the expeditionary force, and the related clans of Kiyohara. Presumed by the name, the Kiyohara clan was based on the Senboku-san-gun (山北三郡) (Ogatsu, Hiraka, and Yamamoto) and other two counties of Akita and Kawabe.

The origins and scope of influence of the Kiyohara clan have been studied using a written approach, but the purpose of this study is to discuss these matters from an archaeological perspective, taking into account the results of recent excavations.

はじめに

東北地方は、古代から中世成立期まで連続して遺跡が存在し、国家と北方社会とのちょうど接点に位置するという歴史的地理的環境を包括し、一貫して城・柵などと呼ばれた軍事的施設が存在し続けた地域で、日本列島史では他に例のない極めて特異な歴史を有している。この間に「城」という軍事施設が発達・変遷展開して、武士が成長する下地がつくられたのではないかとの指摘がある(坂井1994)。この時期に代表されるのは、古代城柵官衙遺跡、前九年・後三年合戦関連遺跡、平泉藤原氏関連遺跡であり、これらは、ほぼ国指定史跡となっている。全国的にも歴史様相が不明な11世紀については、近年の前九年・後三年合戦の関連遺跡の調査の進展により、古代と中世をつなぐべき、上

^{*} 横手市教育委員会

記遺跡の再検討も多くみられるようになった（浅利・島田 2022）。さらに『陸奥話記』や『後三年合戦絵詞（奥州後三年記）』などの史料からは、地名や柵の固有名詞や、その在り方なども確認することができ、文献と考古の双方から補完しあえることも、この地域の特徴ともいえる。

東北地方を南北に貫く奥羽山脈の中央付近には、山脈を挟み相似形の南北の広がりを持つのが北上盆地と横手盆地である。凡そ北緯 39 度から 40 度に位置し、夏は蒸し暑く、冬は寒いのは共通しているが、降雪量が圧倒的に多いのが横手盆地である。北上盆地で最も雪が多いのは北上市周辺であり、山脈の連なりの中で最も低い。しかし、これにより現在は秋田自動車道、国道 107 号及び JR 北上線が通り、秀衡街道とも呼ばれ（山内村 1990）、北上盆地と横手盆地を結ぶ重要な交通要衝であった。

これら街道により結びつきの強い地域とは考えられるが、古墳時代は横手盆地が日本海を通じた北陸的土器型式であるのに対し、北上盆地は東北太平洋側の南小泉式・引田式の範疇に含まれていた（横手市 2018）。古代は、横手盆地が奈良時代に出羽国に編成されたのに対し、北上盆地は平安時代に入ってから陸奥国の管轄となっており、その成立過程も一様ではない。古代の地方支配は国郡制によるが、その行政機関として古代城柵官衙遺跡が存在する。陸奥国では国衙として多賀城（陸奥国府）・胆沢城（鎮守府）をはじめ、三十三間堂官衙遺跡（亘理郡衙）・東山官衙遺跡（賀美郡衙）など郡衙も多く見つかっているが、出羽国では、広域行政機関である城輪柵（出羽国府）・秋田城や払田柵（第 2 次雄勝城）があるものの郡衙は明確ではない。しかし、出羽国では掘立柱建物で構成される集落が早くから成立しており、陸奥国が竪穴建物を維持しているのと様相が異なっている。その中で庶付中心建物と倉庫を有する一般集落とは異質な官的な集落も存在し、この担い手が在地有力者との関係を示唆している。在地有力者が成長し、平安時代後期には清原氏が歴史上に登場することになるが、これを考古学的に分析し、その成立過程について検討してみたい。

1. 出羽山北三郡の集落の概要

出羽山北三郡とは、出羽国北半の内陸南部に位置する横手盆地の古称で、南より雄勝郡（湯沢市・羽後町）・平鹿郡（横手市）・山本郡（大仙市・仙北市・美郷町）を指す。山北三郡の古代集落は、飛鳥・奈良時代は平鹿郡域に集中し、雄勝・山本郡では奈良時代の遺跡が数例確認されるのみである。平安時代に入ると平鹿郡域から北の山本郡、南の雄勝郡に拡散し全域で確認されるようになる。

集落の遺構と遺物の特徴を時期ごとに概観する（島田 2016）。飛鳥時代後半から奈良時代前半（7 世紀後半から 8 世紀前半）は、沖積地内において竪穴建物で構成される集落の時期である。竪穴建物の規模には差異があり階層を示唆する。竪穴建物にはカマドが設置されているが、煙出しの煙道は地下式で長いのが特徴である。土器は在地の非ロクロ土師器で、内面黒色処理された食膳具類と壺・甕などの貯蔵具と煮炊具がある。この中には搬入品として持ち込まれた須恵器坏類も確認される場合がある。

律令国家が進出した奈良時代半ば以降（8 世紀中頃～後半）は、竪穴建物に形態変化はないが、規模の均等化がみられる。土器は非ロクロ土師器を主体とするも、律令国家によって現地生産された須恵器が定量確認されるようになる。

平安時代初頭（8 世紀末葉から 9 世紀初頭）になると、沖積地内の立地は変わらないが、集落内では掘立柱建物が普及し、掘立柱並立建物や竪穴建物付設掘立柱建物などが確認される一方、竪穴建物は減少する。土器は、須恵器が主体を占めるようになり、新たに坏（埴）・平底小甕・長胴甕からなるロクロ土師器が導入された。これに対し、在地の非ロクロ土師器は急激に減少する。平安時代前期（9

世紀前葉から中葉)は、建物は掘立柱建物でほぼ構成され、竪穴建物はわずかに確認される程度である。土器は、須恵器の食膳具が減少し、貯蔵具が主になる反面、ロクロ土師器が主流となる。非ロクロ土師器の出土は少ないが、ロクロ土師器3点セットを模し、底面に網代痕を持つものが確認される。

平安時代中期前半(9世紀後葉から10世紀前葉)は、これまで沖積地にあった集落が台地や低丘陵でも確認され、古代を通して突出して遺跡数が最も多い時期となる。掘立柱建物を主体とした集落の他、竪穴建物で構成される集落が再増加し、竪穴建物のカマドや煙道の形態が様々なものが確認される。土器は、須恵器の食膳具がさらに減少し、ほぼ貯蔵具となり、ロクロ土師器が主体を占めるも、坏は大量生産からか歪んだものが多く、坏というより埴という形態である。坏には法量分化が見え始め、皿や鍋が確認されるようになる。さらに坏か埴に高い脚の高台が付くものが出現し、その中で内黒のロクロ土師器は丁寧な作りである。非ロクロ土師器は再び増加するが雑な作りである。

平安時代中期半ば以降(10世紀中葉以降)は、極端に遺跡数が減少し、集落の様相が不明瞭になる。払田柵の終焉と大鳥井山遺跡が始動する時期で、遺物は限定された遺跡でしか出土しない。

2. 庇付建物と倉庫を持つ集落

前述のように、山北三郡の平安時代前期(9世紀前葉から中葉)の集落での建物は、竪穴から掘立柱にほぼ移行している。この背景には、横手盆地の南部にあった雄勝城が、延暦二十年(801)に北部まで北進し、新たに払田柵が造営されたこと(鈴木1998)、奈良時代中頃から操業している中山丘陵窯跡群が9世紀前葉に最盛期を迎え、広域に須恵器を供給していること(横手市教委2010)、集落が横手盆地全体に拡散していくことなど(島田2016)、出羽国内の律令国家体制が浸透し充実していることが読み取れる。竪穴建物から掘立柱建物への変化は、出羽北半では山北三郡だけではなく、秋田・河辺二郡も同様であり(五十嵐・伊藤2014)、他の北東北においては、竪穴建物を中心に集落が構成されているのと対照的である。これが平安時代中期前半(9世紀末葉～10世紀前葉)になると、竪穴建物数が急激に増加するのも北東北全体的にみられる特徴である(船木2014)。その中で山北三郡と秋田・河辺二郡では、掘立柱建物を主体とする集落において、大型で庇を持つ中心建物と倉庫とみられる総柱建物を備える集落が少ないながらも、平安時代前期から継続して確認されている。このような集落を『古代豪族居宅』として研究があり(奈良文化財研究所2007)、副題では「有力者居宅遺跡」とした。

(1) 9世紀前葉から中葉の庇付建物と倉庫を持つ遺跡(図1)

柴崎遺跡：沖積地内に立地し、遺跡西側には小河川が流れていた(横手市教委2021)。遺構変遷は8期で、図1で3期の遺構変遷を提示したが、中心建物(北)と倉庫(南西)はほぼ同じ場所で建替えが行われている。中心建物は、I A期がSB40で、桁行4間(3.0×4=12m)、梁行2間(3.0×2=6m)、面積72㎡の南北棟で、III A期には四面に庇を巡らした。III A期がSB31掘立柱建物跡で、桁行6間(1.2+3.0×4+1.2=14.4m)、梁行4間(0.9+2.7×2+0.9=7.2m)、面積103.68㎡の南北棟で、庇が面積を拡大させた。柱掘り方は隅丸方形であるが、径は40～50cm、柱痕跡も20cmと規模は小さい。庇の出が短い、これは日本海側の豪族居宅にもよく見られるものとされる(菅原2007)。建物周囲には廃棄土坑や井戸跡があり、祭祀用とみられる大型の高盤や転用硯・紡錘車・燈明皿・柄杓、そして稲藁や籾殻の灰も出土している。V A期になるとSB39A掘立柱建物跡で、桁行4間(1.65×4=6.6m)に梁行2間(2.4×2=4.8m)で、身舎の柱間は変わら

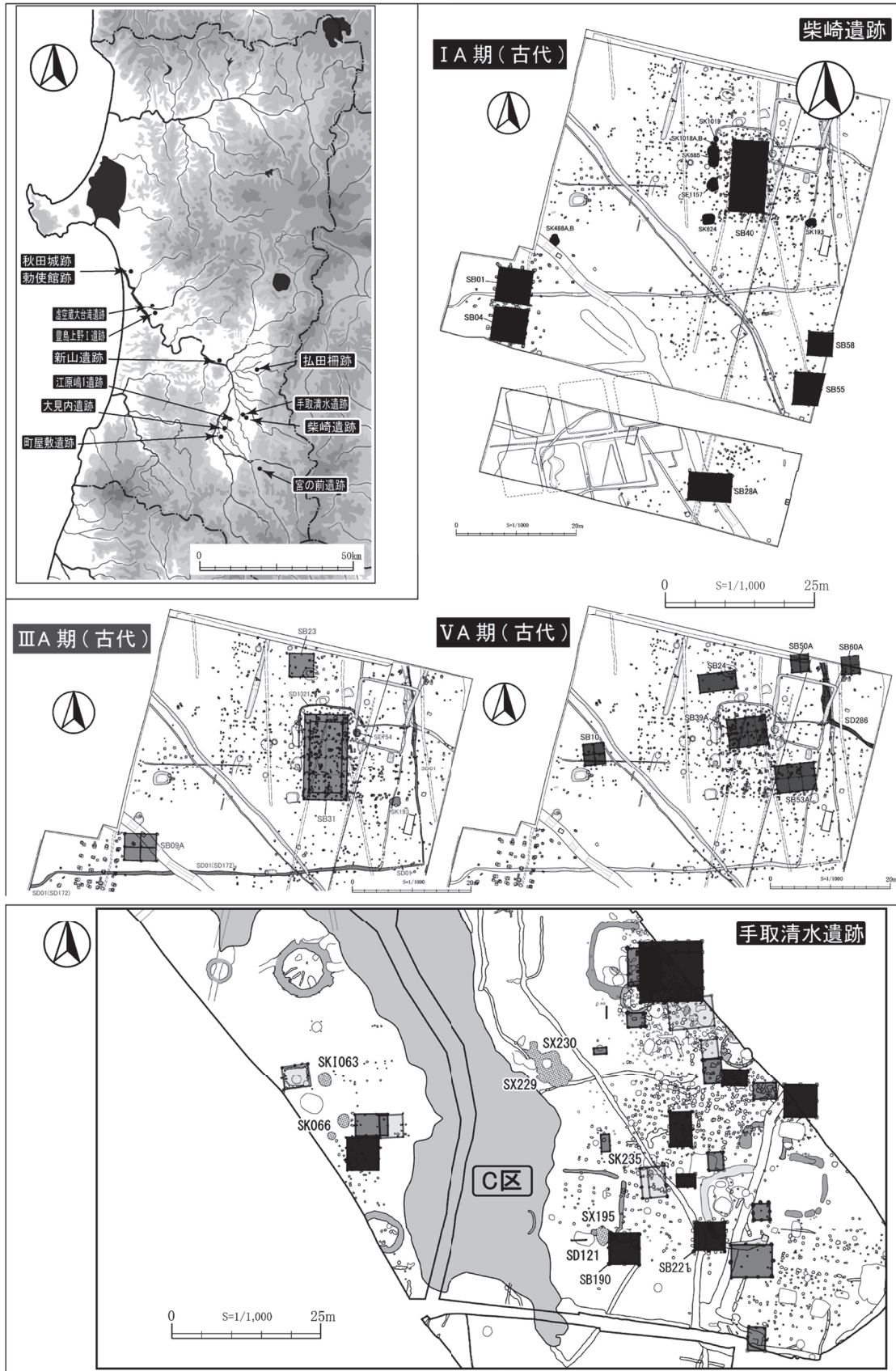


図1 秋田県遺跡位置図・柴崎遺跡・手取清水遺跡

ないが、東西棟の無庇になり面積 31.7m^2 と縮小した。

倉庫は、I A 期が方 3 間 ($2.1 \times 3 = 6.3\text{m}$) の面積 39.7m^2 の SB01・04 総柱掘立柱建物跡が南北に 2 棟並列、III A 期は桁行 2 間 ($2.7 \times 2 = 5.4\text{m}$)、梁行 2 間 ($2.25 \times 2 = 4.5\text{m}$) の面積 24.3m^2 の SB09A 東西棟総柱建物が 1 棟になるも、中心建物の北側に桁行 2 間 ($2.1 \times 2 = 4.2\text{m}$)、梁行 2 間 ($1.95 \times 2 = 3.9\text{m}$) の面積 16.4m^2 の SB23 東西棟側柱掘立柱建物が新たに確認される。V A 期は方 2 間 ($1.8 \times 2 = 3.6\text{m}$) の面積 13.0m^2 の SB10 総柱掘立柱建物跡となり、中心建物北側でも小さい倉庫群が確認される。区画施設は、I A 期はないが、III A 期は溝の方形区画が南東側で確認されるものの、V A 期には継続せず消滅するとみられる。

手取清水遺跡: 沖積地内の小河川を挟んだ両岸に立地する (秋田県教委 1990)。廃棄土坑・井戸跡・河川跡より 170 点以上の墨書土器が出土し、他に鉄鉢 (ロクロ土師器)・転用硯・木簡 (記録・呪符)・斎串などもある。木簡に列記されるウジ名「吉志」「日是」「日口部継人」「蝮王部」と墨書土器に見えるウジ名「吉志」「日」「継」「蝮」「王」に共通点があることが指摘されている (三上 2012・島田 2024)。古代では 5 段階の遺跡変遷があり、1・2 段階が官的な集落、3・4 段階が建物と「コ」の字溝のある集落、5 段階が円形周溝の時期と推定され、東岸の調査区内では北側に中心建物、中央に付属建物、南側に倉庫が直線的に配置される (島田 2024)。北東が調査区外であるため不明であるが、建物は地形に合わせ配置されたものと思われる。1 段階の遺構配置について述べると、中心建物は、桁行 5 間 ($2.1 \times 5 = 10.5\text{m}$) に梁行 4 間 ($2.1 + 3.0 \times 2 + 2.1 = 10.2\text{m}$) で面積 107.1m^2 と考えられる。南側で東西にやや離れて並立する SB190 と SB221 は双方とも側柱掘立柱建物で、両者とも方 2 間 ($2.55 \times 2 = 5.1\text{m}$) で面積 26m^2 となる。総柱建物ではないことから穎倉を収納したと思われる。柱掘り方は、中心建物と倉庫も隅丸方形を呈し、径は 30 ~ 40cm である。

2 遺跡で共通するのは、9 世紀前葉から始動し、中心建物の規模が大きく、柱掘り方の平面形も隅丸方形を呈するが、後葉になると建物配置等は踏襲するも規則性が弱くなり、場の使い方の自由度が増していると思われる。官的な性格を有する性格から、在地色の強い性格に変化したと思われる。

(2) 9 世紀後葉から 10 世紀前葉の庇付建物と倉庫を持つ遺跡 (図 2)

町屋敷遺跡: 沖積低地に位置し、調査区内での遺構分布は、中央に大型倉庫が、北側に中心建物が、東側に付属建物 2 棟が並立し、建物は「L」字配置をしている。西側は旧河川跡で、他方位は 2 時期にわたる方形に巡らされた板塀跡が確認されている (横手市教委 2010)。

SB03 中心建物は桁行 3 間 ($2.4 \times 3 = 7.2\text{m}$) に梁行 3 間 (北より $2.25 \times 2 + 0.9 = 5.4\text{m}$) の南庇の東西棟で面積 38.9m^2 となる。庇の出が短く、梁行より桁行が長いという一般的な構造ではないが、これは南側に隣接する総柱建物の柱間に合わせたとみられる。このため居宅というより倉庫の管理棟であった可能性も高い。倉庫は、桁行 7 間 (北より $2.55 \times 3 + 2.4 + 2.55 \times 3 = 17.7\text{m}$) に桁行 4 間 ($2.55 \times 3 = 10.2\text{m}$) の総柱掘立柱建物跡で、面積が 180.5m^2 と突出して大きい (島田 2024)。柱掘り方は略円形か楕円形で 50 ~ 100cm を測る。報告書では桁行 4 間に梁行 3 間の総柱建物が 2 棟並立か 1 棟の可能性を指摘するが、大橋氏は平面配置を見る限り 1 棟の超大型建物であったとしても問題はないとした (大橋 2012)。『日本三代実録』元慶四年 (880) 2 月 25 日条には、山北三郡の調庸を 1 年間免除し、俘囚に約 6,200 斛の不動穀を支給する記事がある。これまで払田柵では正倉が確認されておらず、この不動穀を支給できるだけの規模の正倉は町屋敷遺跡以外に考えられないのである。土器もロクロ土師器を主体とするが、須恵器の双耳坏・壺・甕が出土している。区画施設である板塀跡は途切れているものの、堆積土や幅及び軸方向から、2 条の同一遺跡、

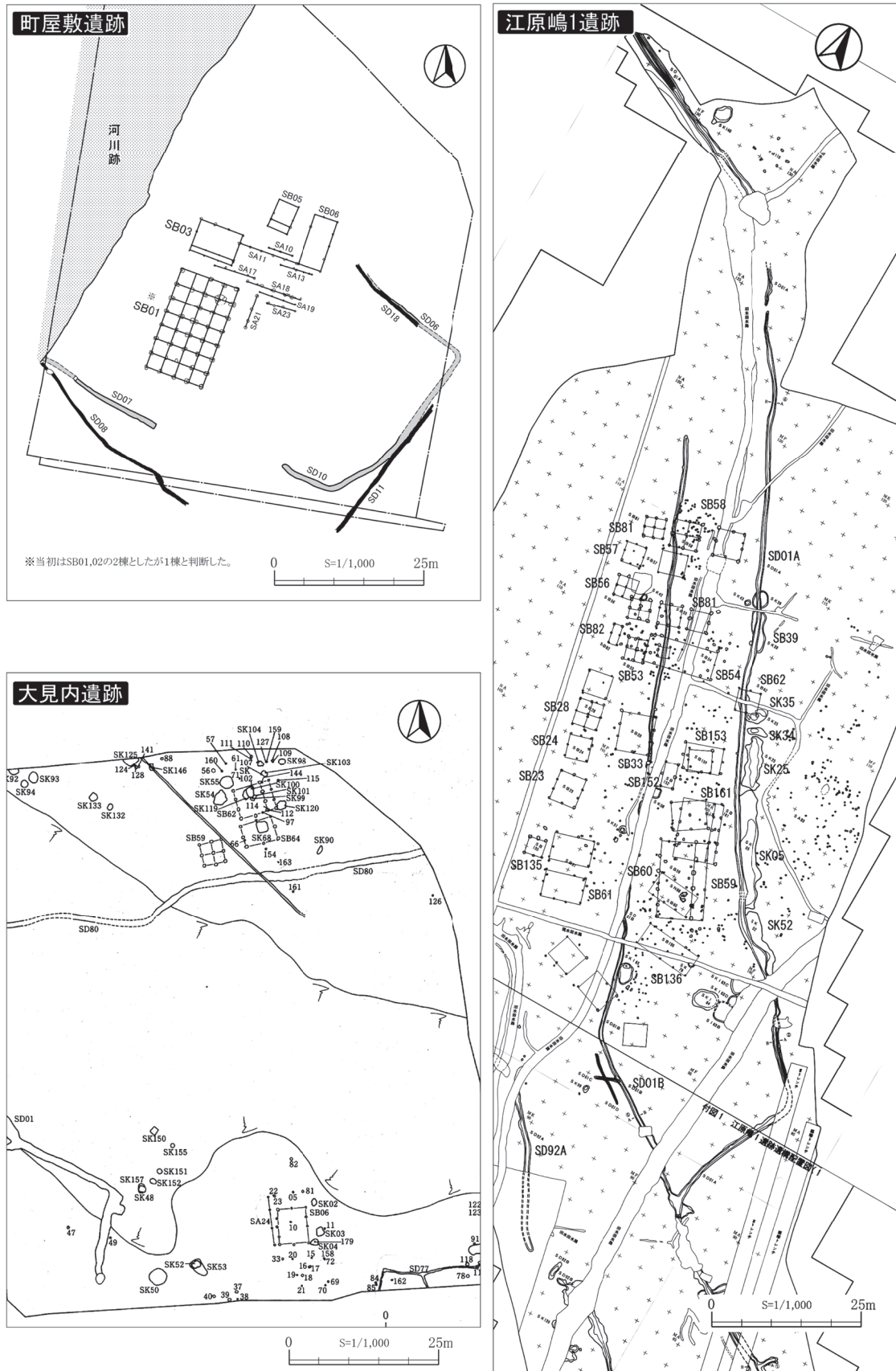


図2 町屋敷遺跡・大見内遺跡・江原嶋1遺跡

旧段階 (SD06・07・10) と新段階 (SD08・11・18) と判断されている (秋田県 2009b・横手市 2010)。

江原嶋 1 遺跡：20 数棟の掘立柱建物を主体とする集落とされ、油川右岸に位置し、これと並行する総延長 350 m を越える長狭な溝によって区画されていた (秋田県教委 2001)。区画溝と過半の建物の軸方向はほぼ平行し、延長では約 70 m にわたって不連続に広がる土器溜からは完形のものを含む 8,200 点を超す土器片が一括廃棄されており、灰釉陶器や石製袴具も出土している。

建物復元は検討の余地があるが、遺構重複より 3 時期以上の変遷が考えられ、遺跡の東側に中心建物、西側に倉庫が直線的に配置されていたと想定した。中心建物は中央東側で東庇建物が 2 棟重複している。旧段階の SB59 中心建物は、桁行 5 間 (北より $3.0 + 2.1 + 2.7 + 3.0 + 2.1 = 12.9$ m) に梁行 3 間 (西より $3.0 \times 2 + 1.8 = 7.8$ m) で、面積 100.6m^2 の南北棟の東庇建物と思われる。桁行の柱間隔が均等でないことや、柱筋が通らないのもこの時期からの特徴と考えられる。柱掘り方は隅丸方形と略円形が混在し、身舎は径 40 ~ 70 cm、庇は径 30 cm である。倉庫は、方 2 間の総柱建物と側柱建物が数多く並立しており、いずれの時期も穀倉と穎倉も管理していたことが考えられる。軸方向から同時期に存在したとみられる SB56 総往掘立柱建物跡と SB57 側往掘立柱建物跡の規模は、前者が桁行 2 間 ($1.8 \times 2 = 3.6$ m)、梁行 2 間 ($1.65 \times 2 = 3.3$ m)、面積 11.9m^2 、後者は方 2 間 ($1.65 \times 2 = 3.3$ m)、面積 10.9m^2 と規模が小さいが、倉庫数により容量を確保していた可能性もある。区画施設は、遺跡南東側で、北西一南東に延びる SD92A 溝跡、中央で延びる SD01B 溝跡と、北東側を SK25 など土器溜 (廃棄遺構)、土器溜より新しい SD01A 溝跡があり、この段階には中央に門が設置されていた。

大見内遺跡：古代は奈良時代から平安時代中期前半 (8 世紀中葉から 10 世紀前葉) まで継続して営まれた約 $80,000\text{m}^2$ に及ぶ大規模遺跡で、小河川に挟まれた沖積低地に立地する。遺構は掘立柱建物跡・土坑・水田跡、遺物は土師器・須恵器の他、鍬・曲物・斎串などの木製品や桃の種などが出土している (秋田県教委 2005)。今回対象とする遺構群は遺跡北西にあり、調査区内北側の微高地に立地する。遺構は SB62 中心建物と SB64 付属建物が南北に並立し、南西に SB59 倉庫がある。その南側は東西に SB80 溝跡が延びている。SB62 中心建物は、南北棟の東庇付掘立柱建物跡で、桁行 3 間 (北より $1.5 + 1.8 + 1.5 = 4.8$ m) に梁行 3 間 (西より $2.55 \times 2 + 1.8 = 5.9$ m)、面積 27.3m^2 と大きくはないが、面積 21.1m^2 の SB64 側柱掘立柱建物跡が、付属建物として副次的な機能を果たしていたと思われる。倉庫は方 2 間 ($1.8 \times 2 = 3.6$ m) の面積 13.0m^2 の SB59 の総柱掘立柱建物跡である。

これら建物群の柱掘り方は、隅丸方形で径 40 ~ 50 cm としっかりしたもので、官的な雰囲気を残している。調査区内東西を 72 m 横断する SD80 溝跡は、古段階が上面幅 100 cm、底面幅 50 cm、深さ 60 cm の箱掘りで自然堆積を経て埋没した。新段階は上面幅 170 cm、底面幅 15 cm、深さ 50 cm の薬研掘りで火山灰塊を含む。建物群は建て替えがないが柱抜取りの可能性があり、土坑群が掘立柱建物と重複していることから、火山灰降下を契機に地鎮がなされたのかもしれない。

上記 3 遺跡は、同時代でありつつも遺跡の性格が全く異なるものである。

(3)10 世紀代を中心とする庇付建物と倉庫を持つ遺跡 (図 3・5)

新山遺跡：遺跡は、雄物川によって形成された先行谷の南入口に広がる低台地に立地し、西側の雄物川旧河川跡の比高差は 3 ~ 4 m である (大仙市教委 2010)。報告書では建物変遷をⅢ期に分け 10 世紀第 2 四半期から中頃以降とするが、竪穴建物跡の存在や出土遺物などから、遺跡は 9 世紀後

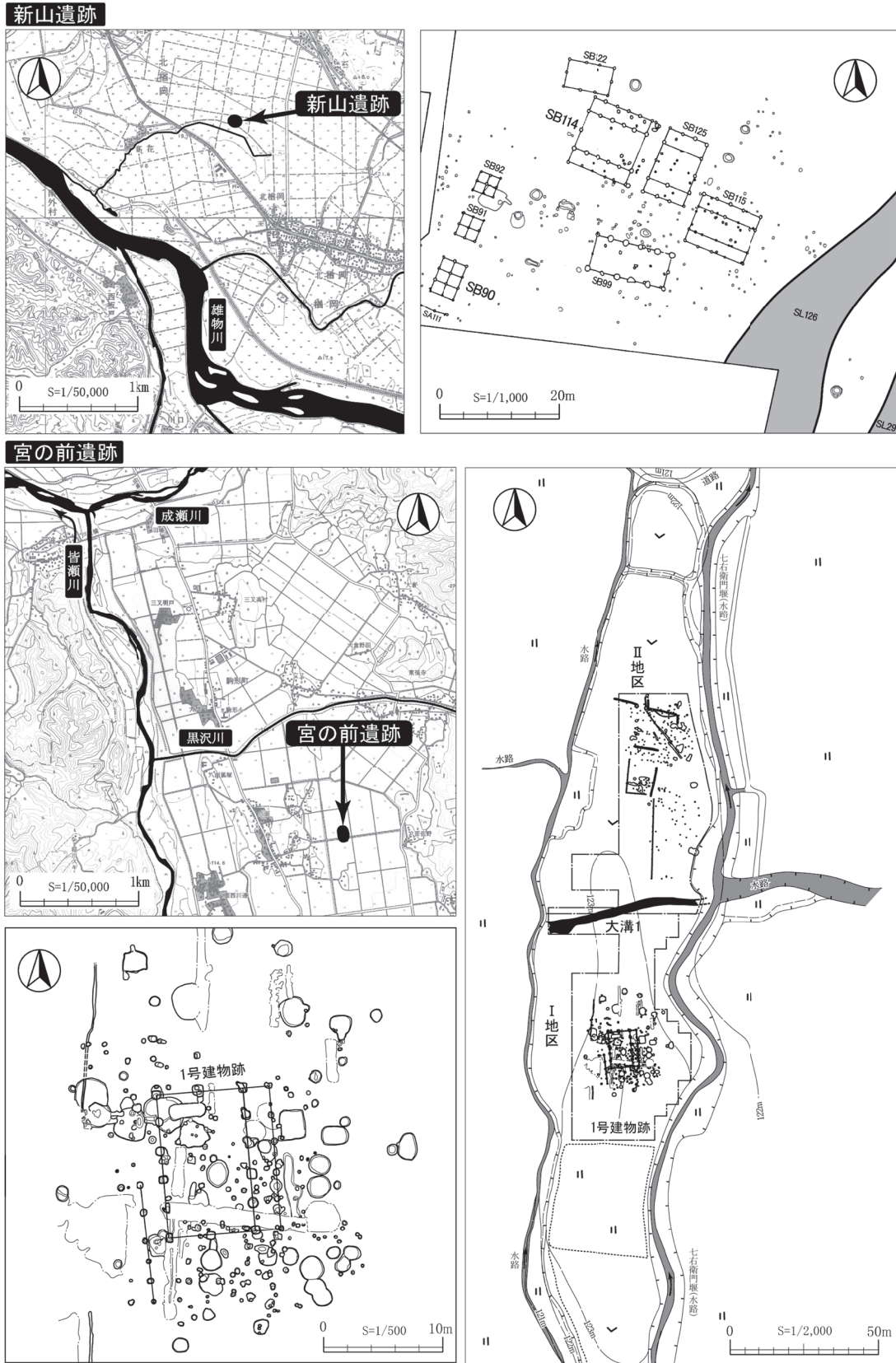


図3 新山遺跡・宮の前遺跡

葉からの始動と思われる。柱穴が多数あり、抽出されていない建物も多くあることが予想される。

出土遺物は土師器と須恵器が多く、坏への墨書が確認された比率は土師器 5 に須恵器 1 の割合であり、須恵器坏が定量ある時期である。この他、風字硯・木簡・人形・齋串・折敷等も出土している。

Ⅱ期とされる遺構群は、中心建物が SB114、付属建物が SB115・125、倉庫が SB90・91・92 と「L」の字配置されている。SB114 は、桁行 5 間（西より $2.25 \times 2 + 2.1 \times 3 = 10.8\text{m}$ ）、梁行 4 間（北より $2.55 + 3.45 \times 2 + 2.55 = 12\text{m}$ ）、面積 129.6m^2 の南北に庇を持つ東西棟の二面庇掘立柱建物跡で、庇の出が広く、桁行よりも梁行が長いという特徴を持つ。東に隣接する SB125 は、SB114 と柱筋が揃い、同時存在していた可能性は高い。桁行 4 間（北より $2.55 + 3.3 \times 2 + 2.55 = 11.7\text{m}$ ）に梁行 2 間（ $3.6 \times 2 = 7.2\text{m}$ ）の南北棟の二面庇建物とするが、南北の庇部分の柱間は 3 間（ $2.4 \times 3 = 7.2\text{m}$ ）であり、東西棟の中心建物に合わせた特殊な建物と考えられる。倉庫は、調査区南西側で南北に総往掘立柱建物跡が 3 棟並立するが、方 2 間の SB91（ $1.95 \times 2 = 3.9\text{m}$ 、面積 15.2m^2 ）と SB92（ $1.8 \times 2 = 3.6\text{m}$ 、面積 13.0m^2 ）、そして桁行 3 間（ $2.1 \times 3 = 6.3\text{m}$ ）に梁行 2 間（ $2.1 \times 2 = 4.2\text{m}$ ）で面積 26.5m^2 SB90 が混在する。これら建物群の柱掘り方の全てが円形であるのは、これまで確認してきた他の遺跡とは異なる様相である。規模は身舎が径 50～60cm、庇が 30～60cm を測る。区画施設は、自然流路であった SL126 河川跡を、Ⅱ期建物群との方向を合わせてクランク状に掘り直した SL29 河川跡とした。

宮の前遺跡：雄物川支流皆瀬川東岸に形成された河岸段丘上に立地する。水田地帯の中で南北に細長く約 300 m 延びる微高地上に立地し、水田との比高差は 1～2 m である（秋田県教委 1979）。報告書では、土師器の坏・甕と須恵器の甕は出土するも須恵器の坏はないとしており、10 世紀以降の遺跡と考えられる。土師器食膳具は坏法量に大小が確認され、小皿のような器形もあり、11 世紀代を含む可能性もある。この他、特徴的な遺物として石製紡錘車やフイゴ羽口が出土している。遺構は、庇付建物跡・土坑・大溝跡・溝跡・柱穴列・柱穴があるが、抽出されていない建物も多くあることが想定され、付属建物や倉庫なども存在していた可能性は高いと思われる。

中心建物である第 1 号建物跡は、桁行 5 間（ $2.4 \times 5 = 12\text{m}$ ）に梁行 3 間（西より $3.6 \times 2 + 2.25 = 9.45\text{m}$ ）で、面積 113.4m^2 の東庇付南北棟の掘立柱建物跡である。柱掘り方の平面形は、身舎が隅丸方形と略円形が混在し（径 50～80cm）、庇は略円形（径 40～50cm）である。区画施設は、南北に長い微高地中央を東西に分断する大溝跡があり、清原氏関連の大鳥井山遺跡や虚空蔵大台滝遺跡と共通する。北側Ⅱ地区では平場で、東西及び南北方向に複数の溝跡があり、塀と考えられる。平坦部縁の調査はされていないが、柵のようなものがあつた可能性は高いと思われる。

戸島上野Ⅰ遺跡：雄物川支流岩見川南岸の台地上の北東端に立地する。遺跡の北側は、沖積地から比高差 25 m の急崖で、東側は段丘面を開析する大きな沢が入り込み、北へ突き出た地形である（秋田県教委 2000）。遺構は 11 棟の掘立柱建物跡、6 軒の竪穴建物跡他、炭窯・土坑・溝跡等がある。柱穴が多数あり、抽出されていない建物も多くあることが予想される。竪穴建物跡 3 棟からは鉄滓が出土し、鉄製品も出土していることから、鍛冶関連の工房ではなかったかと想定している。遺物は、土師器・須恵器・鉄製品等であるが、須恵器の坏がほぼ出土していないこと、竪穴建物にカマドが付設されているなど、10 世紀前葉から中葉までの遺跡と思われる。

建物の重複関係から 3 時期以上あることが想定されるが、ここでは遺跡中央にある中心建物の時期について検討したい。中心建物である SB42 二面庇掘立柱建物跡は、桁行 5 間（ $2.25 \times 5 = 11.25\text{m}$ ）に梁行 4 間（ $1.5 + 2.85 \times 2 + 1.5 = 8.7\text{m}$ ）で、面積 97.9m^2 の東西棟建物である。柱掘り方は略円形で径 30～40cm と小さく、身舎内には床束の可能性もある柱穴も存在し、もうひとつ柱穴が

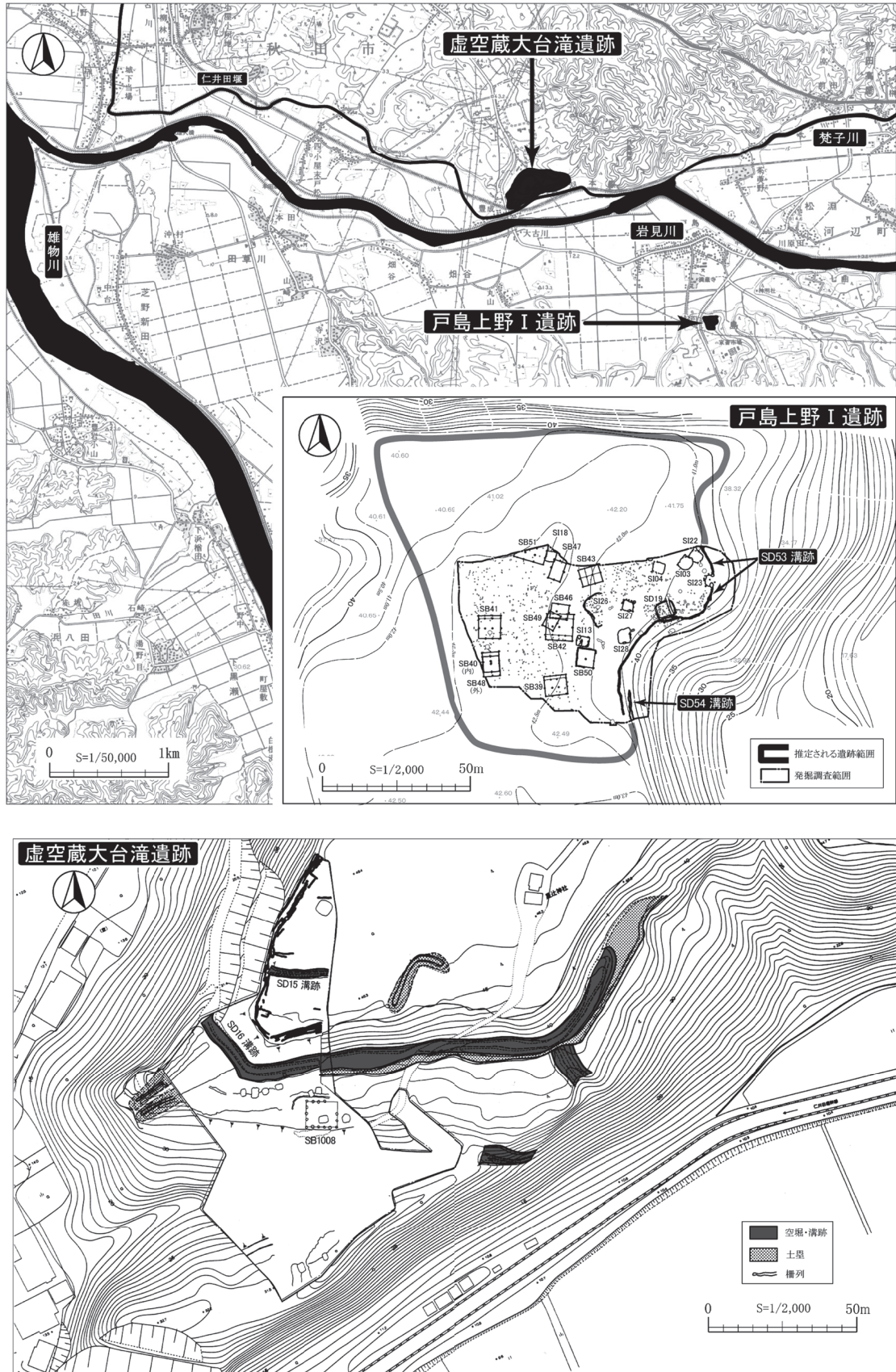


図4 戸島上野 I 遺跡・虚空蔵大台滝遺跡

あれば、これも総柱建物となる。この中心建物と同軸のものは、東側に位置するS128 竪穴建物跡と西側に位置するSB41 北庇付総柱建物跡である。竪穴建物跡と掘立柱建物跡が同時に存在する事例は、山北三郡ではほとんど確認されない。また、SB41 は柱筋が揃わず、庇の出も短いなど、山北三郡の中心建物の柱掘り方は柱筋が通り、規模の大きいものが多かったが、当遺跡では細い柱を補強するため総柱にした可能性も高いと思われる。これらは前述した工房か倉庫に関わる遺構と思われるが、古代城柵や山北三郡でみられた集落とも違いは明確である。区画施設は、台地端部の自然地形に合わせて柵跡が周回しており、東側中央で門のような施設もある。

3. 古代城柵と清原氏の柵（館）

(1) 古代城柵と館

東国の古代遺跡の事例では、国衙の中樞をなす国庁が10世紀後半にはほぼ衰退するが、9世紀後半頃から国庁とは別のところに国司の館（土塁や堀を巡らせない）を核とした地区が形成され、政治・経済・文化の中心となる一方、集落においては9世紀中葉から後半には独立した屋敷地を形成し、沖積地に立地して、周囲に耕地を持つことが一般化し、有力層は掘立柱建物跡・井戸・倉庫・畑・溝等を備えた方半町ほどの屋敷を持つことが、「館」の成立の起点であるという指摘がなされ、遺物は灰釉陶器などが出土する例が多いという（坂井1994）。また、遺物は灰釉陶器などが出土する例が多いという。

これまで山北三郡と秋田・河辺二郡に立地する遺跡の特徴をみてきたが、後述する古代城柵である秋田城や払田柵での政庁と類似するものではなく、両城柵で未発見の国司館が参考とした可能性が高いと思われる。ここでは古代城柵を概観し、清原氏関連遺跡である虚空蔵大台滝遺跡と大鳥井山遺跡について整理していきたいと思う。

(2) 秋田城跡と勅使館跡（図5上）

秋田城跡は雄物川右岸の丘陵地に立地する。外郭の区画施設で囲まれた範囲は東西・南北ともに約550mで、平面形は北西の一部がかける不整形を呈する。外郭の中央に政庁域があり、その周囲には行政機能や軍事施設機能など古代城柵としての基本的な機能に加え、居住施設・生産施設の機能や外交・交流（交易）施設としての特徴的な機能も付加されている。日本最北の古代城柵であり、天平五年（733）に秋田「出羽柵」として創建し、天平宝字年間（760頃）に秋田城と改称され、政庁域は10世紀中葉まで存続したと考えられている。奈良時代は出羽国府が置かれていたとされ、近年は対大陸外交や対北方交易の拠点としての役割の注目されている（伊藤2006）。

秋田城跡政庁正殿は7期にわたる遺構変遷があり、元慶の乱復興期のV期（元慶二年（878）～）のSB744 南庇付掘立柱建物跡は、桁行5間（ $3.0 \times 5 = 15\text{m}$ ）に梁行3間（北より $2.85 \times 2 + 3.9 = 9.6\text{m}$ ）の面積 144m^2 である。柱掘り方は径 $1.2 \sim 1.6\text{m}$ の方形と円形が混在し、柱痕跡は 50cm とされる（秋田市教委2002）。VI期（10世紀第2四半期後半～中葉）は、政庁最終末期で後世の攪乱で不明な事が多いが、礎石建物の可能性が指摘されている。

城柵の機能は10世紀後半に失われ、城内では11世紀以降に該当する主要な遺構も確認されていないが、寺院とされる鶴ノ木地区では11世紀前半までのロクロ土師器が出土している。古代城柵秋田城の廃絶以降も、国衙側の拠点であった秋田城が存在しており、その有力な候補地として秋田城跡南大路と接する東西に延びる羽州街道を挟んだ南側丘陵地に勅使館跡がある。小河川寺内川を挟んだ

比高差 25 m の場所に位置し、土塁と堀が存在する。頂部には主郭とされる平坦地があり、その南側には高さ 1 m の土塁が自然地形に合わせて巡り、その直下には堀、さらに外側には堀割りを有する高さ 3 m の土塁が確認できる。主郭の北側には寺内川に向かって数段の平場が存在し、こちらも土塁と堀が存在する可能性が指摘される。西側にはやや小高い郭があり、後述する大鳥井山遺跡の立地に類似する。東西総長は約 350 m、南北総長 150 m の範囲である。近年の秋田城跡の調査研究によって、古代後期から中世前期にかけてのクワ土師器や貿易陶磁器、そしてそれに関わる遺構が、勅使館跡の北側や古代秋田城跡の南側から集中して出土しており、古代後期の館の存在が検討されるようになってきている。

(3) 払田柵跡 (図 5 下)

払田柵跡は沖積地内の残存丘陵である比高差 23 m の小高い真山と 15 m の長森からなり、長森に政庁が置かれていた。創建期の払田柵には長森・真山を囲む外柵があり、東西 1,370 m、南北 780 m と東北最大級の城柵の規模で、政庁を含めると三重構造であった。政庁や外郭は 10 世紀後半まで改修されているが、外柵は改修されず、9 世紀後半以降は外郭が遺跡範囲となっていた。払田柵は、長森の外郭中央部には政庁域、東側には官衙遺跡、西側には工房域が置かれていた (吉川 2020)。

近年の調査では、西側に位置する真山は 10 世紀中葉から後葉にかけて墓域になっていることや、外郭南門を挟んで沖積地内にも官衙域が置かれていたことなどが明らかになっている。区画施設は、政庁が方形プランの板塀、外郭が石塁と築地塀で、築地塀崩壊土の上に材木列塀を造っている。外郭南東側の沖積地には部分的に幅 4 m 前後、深さ 40 cm の大溝が確認され、10 世紀前半の十和田 a 火山灰降下後は浚渫はなされず、洪水堆積物によって埋没するという。

10 世紀前半以降の景観は、東側に平坦な長森と西側に小高い真山が位置し、長森の中央付近に桁行 3 間 × 梁行 2 間の八脚門の外郭南門 (櫓門) があり、両袖には石塁が構築されていた。石段を上ると、真ん中に政庁南門があり、両脇には規模の大きい前殿が並び、板塀によって囲まれていた。外郭は、築地土塀の崩壊により基壇部分が土塁上にやや高まり、その上面中央に材木列塀が構築されており、櫓状建物が材木塀を跨いでいた (秋田県教委 2009a)。そして、手前にはやや窪んだ大溝があったが、その機能を失っているものの、南側正面からは土塁と堀のように見えたのであろう。

払田柵跡の政庁正殿は 6 期にわたる遺構変遷があるが (秋田県教委 1985)、政庁城が最も拡大する第 III 期 (10 世紀前葉) の SB111B 南庇付掘立柱建物跡は、桁行 5 間 ($3.3 \times 5 = 16.5$ m) に梁行 3 間 ($3.9 \times 3 = 11.7$ m) の面積 193.1 m^2 で、身舎柱掘り方は 1.3 ~ 1.9 m の不整楕円形で、径 45 cm の柱痕跡、庇掘り方は 0.8 ~ 1 m の楕円形、径 45 cm の柱痕跡がある。庇が目隠し塀の可能性も残す第 IV 期 (10 世紀中葉) の SB111C 南庇付掘立柱物跡は、桁行 5 間 ($3.0 \times 5 = 15$ m) に梁行 3 間 (北より $3.3 \times 2 + 3.0 = 9.6$ m) の面積 144 m^2 で、身舎柱掘り方は 1.5 m の楕円形、径 40 cm の柱痕跡、庇掘り方は 0.4 ~ 0.5 m の円形で、径 20 cm の柱痕跡がある。政庁が最も縮小する最終末期の第 V 期 (10 世紀後葉) の SB112 無庇掘立柱建物跡は桁行 5 間 ($3.0 \times 5 = 15$ m) に梁行 3 間 (北より $3.3 \times 2 = 6.6$ m) の面積 99 m^2 で、身舎柱掘り方は 1 ~ 1.2 m の円形、径 35 cm の柱痕跡がある。

(4) 虚空蔵大台滝遺跡 (図 4)

遺跡は、雄物川支流岩見川北岸の丘陵地に立地し、南西側と南東側には沢が入り込み、3 つの郭を形成している。遺跡と低地との比高差は中心郭平坦部で 35 m、南西部で 20 m である (秋田県教委

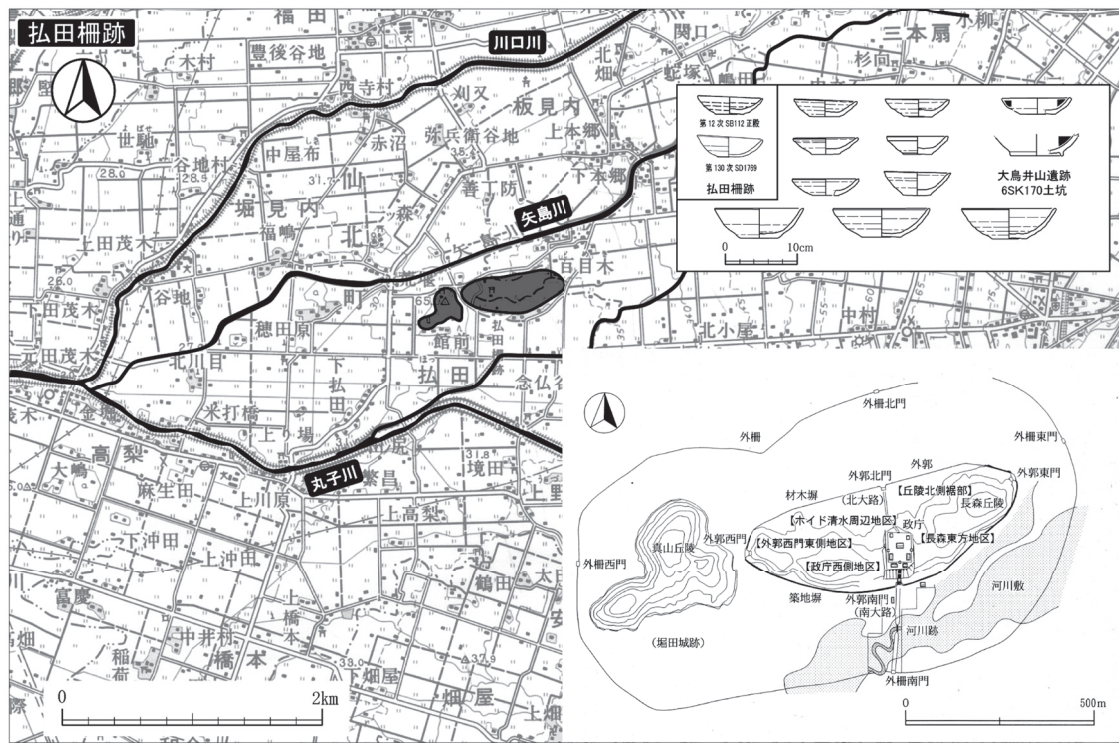
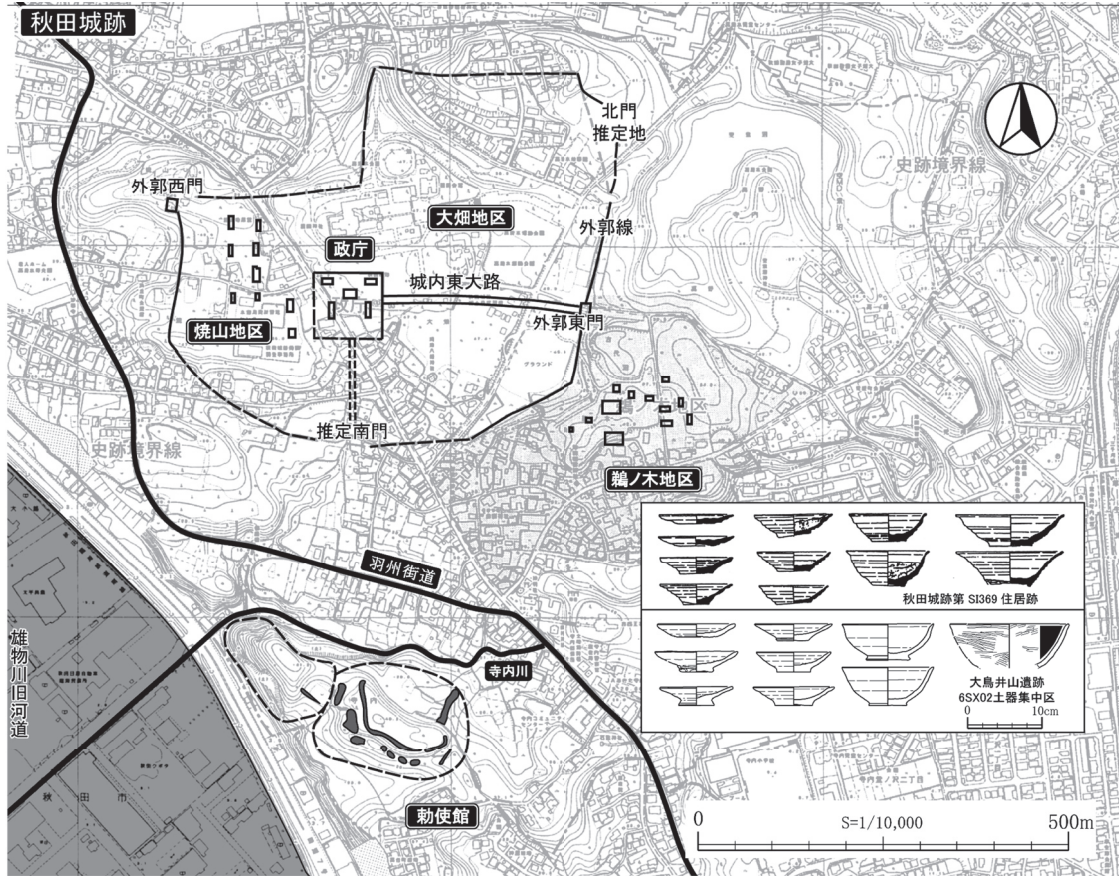


図5 秋田城跡と勅使館跡・払田柵跡

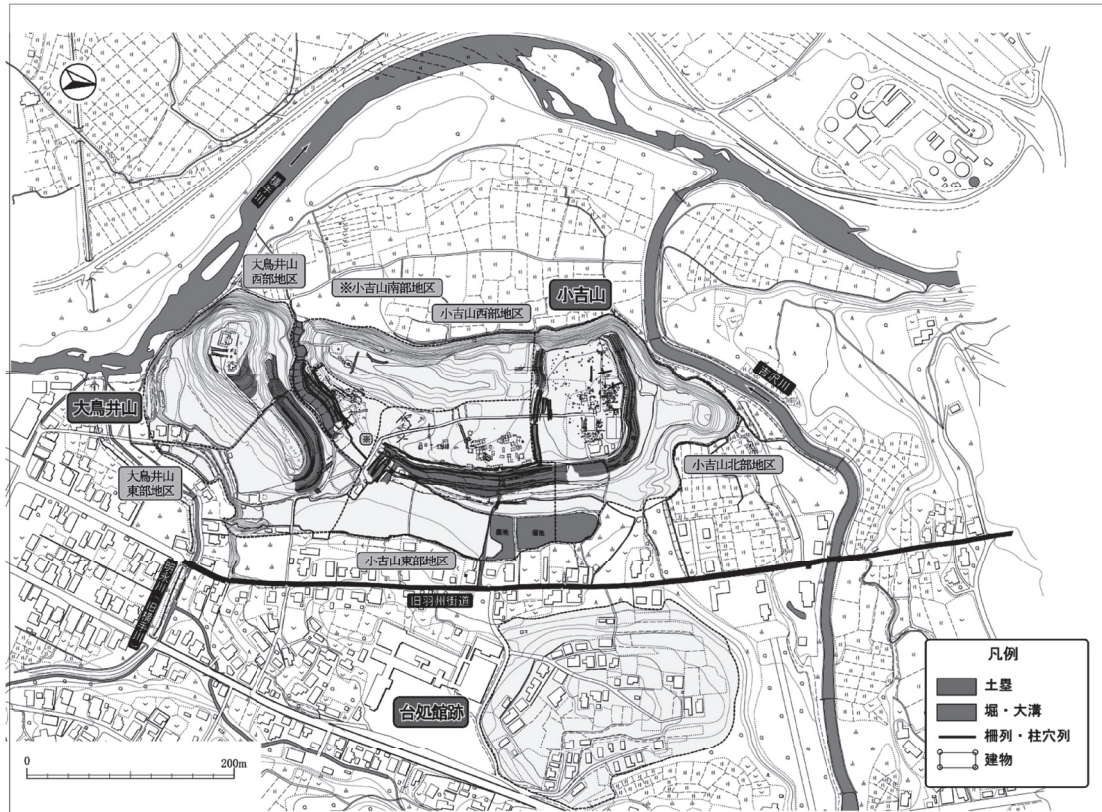


図6 大鳥井山遺跡

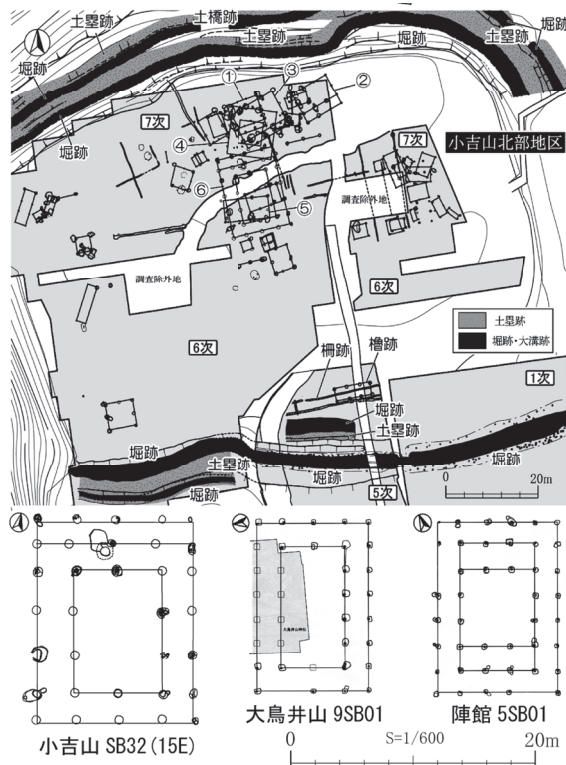


図7 大鳥井山遺跡北部地区

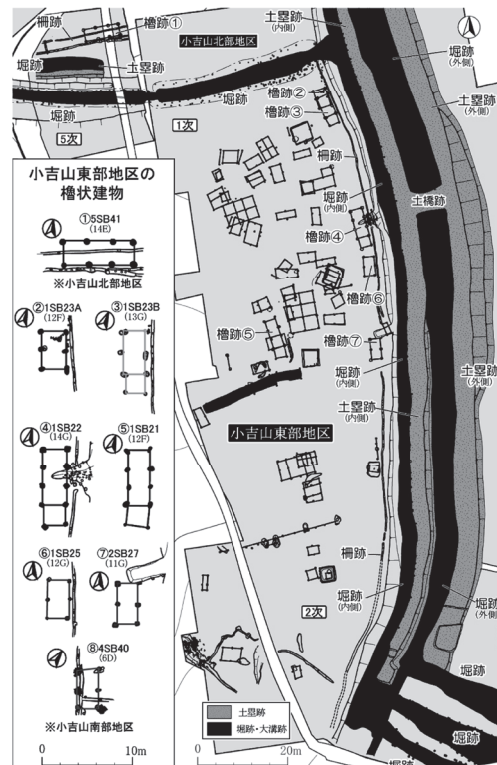


図8 大鳥井山遺跡東部地区

2007)。遺跡の総長は東西 500 m、南北 90 m の規模で、面積は約 40,000㎡である。岩見川を挟んで南に対峙する戸島上野 I 遺跡とは 1.8km と非常に近い場所にあり、遺跡のスケールを大きくしたようである。

遺構は 5 時期の変遷があり、生産遺跡に関わる I a 期、それを改変した宗教施設に関わる I b 期、さらに状況を一変させた軍事遺跡に関わる II a 期、さらに墓域として利用された III 期である。

I a 期の生産遺跡は鍛冶炉や焼土遺構が確認されているが、戸島上野 I 遺跡でも確認され、後述する大鳥井山遺跡でも鍛冶に関わるフイゴ羽口が出土している。出羽北半の古代城柵では、生産施設を付随しているのも特徴であり、古代後期の館（居宅）では、その機能は保持されていた可能性は高い。

I b 期の中心郭斜面部の土塁下層より検出された SB1008 掘立柱建物跡は、桁行 5 間（西より $2.1 + 1.95 \times 2 + 2.1 \times 2 = 10.5$ m）に梁行 4 間（北より $2.25 + 2.1 \times 2 + 2.25 = 8.7$ m）で、面積 88.7㎡の東西棟の側柱建物とされる。柱掘り方は円形で、径 80cm、深さ 70cm と規模が大きい。その一部から箸と木屑が出土したことから地鎮をした特殊な建物とし、近くから銅製小塔も出土し、仏堂と想定された。この建物の造成土の石敷き部分より灰釉陶器が出土し、11 世紀第 3 四半期（東濃産明和 27 号窯式）を中心とする年代であることが確認された。また、南西に位置する尾根部（南西郭）でロクロ土師器（かわらけ）が地鎮のため供えられたと考えられている。この側柱建物が柱間寸法から身舎が土台建物であれば、桁行 3 間に梁行 2 間の身舎に四面に庇が付く建物と考えられる（横手市教委 2016）。古代の四面庇建物は、出羽北半では秋田城跡や払田柵跡の政庁や官衙にもなく、秋田城跡鶴ノ木地区で SB487 掘立柱建物跡が 1 棟あるのみで仏堂と考えられている。清原氏関連遺跡では、図 7 で示した大鳥井山遺跡の 9SB01 や陣館遺跡の 5SB01 の四面庇掘立柱建物跡も仏堂とされる（窪田 2016・杉本 2021・島田 2022）。

II a 期は、仏堂とその立地をつぶしてまでも、高い切岸を造り、大規模な土塁と堀を構築させる必要があった時期である。遺跡内の場の利用は平坦な中心郭では、北部から南部にかけて東西に横断する大溝によって平坦部を区割りしており、大鳥井山遺跡の小吉山東部地区でも確認できる。街道から見える部分には土塁と堀及び柵（布掘りに一本柱列）と櫓状建物を構築している。平坦面では多くの建物が復元され、簡易的な構造の兵舎か倉庫と思われるものが多いが、中世と重複するため詳細な検討には至っていない。中心郭の平坦面から斜面にかけては、土塁と堀が構築されるが、急斜面であるため切岸となっている。この段階の持仏堂の可能性ある建物については、大鳥井山遺跡や陣館遺跡も遺跡の西側にあることから、未調査の南西郭頂部に移動した可能性が高いと思われる。

(5) 大鳥井山遺跡 (図 6～8)

遺跡は小吉山と大鳥井山の独立丘陵からなり、その総長は南北 570 m、東西 150 m の規模である。遺跡の西側には主要河川である横手川が北流し、北側を吉沢川が、南側を明永川が西流して横手川に注ぐため、河川によって取り囲まれる格好となっている。そこからの比高差は小吉山が 20 m、大鳥井山が 24 m である。西側は急な崖であるのに対し、残り三方は地形に合わせ土塁と堀を構築している。羽州街道は江戸時代の名称であるが、小吉山東部地区で検出された外堀にかかる土橋より、東に直線的に延びる道路が街道に接続していることから平安時代から機能していた可能性は高い。この街道は金沢柵推定地である陣館遺跡と金沢城跡の間を南北に縦貫し、さらに北上すれば虚空蔵大台滝遺跡の裾野を通り、最終的には秋田城跡南大路まで延びている（横手市教委 2017）。遺跡の土塁と堀は、街道から見える場所に構築されていることから、防御機能もさることながら、第三者にも目視させることも意識させていたとも考えられる。

発掘調査により遺跡は、周囲を大規模な二重の土塁と堀で囲まれ、極めて防御性高く、清原氏に関わる館跡であることが判明している（横手市教委 2009）。大鳥井山遺跡の小吉山は4地区に分けられる。館の中心域で、二重の土塁と堀及び柵によって区画し、内部は四面庇建物と付属建物があり、多数のロクロ土師器（かわらけ）が出土した北部地区、遺跡を象徴する大規模な二重の土塁と堀及び櫓を伴う柵に囲まれ、内部は兵舎や倉庫が立ち並ぶ東部地区と南部地区、小吉山の中で南北に小高い尾根が延び、先祖墓とみられる火葬墓や土坑などが構築され墓域の可能性のある西部地区となる。大鳥井山は、頂部平場で持仏堂と思われる四面庇建物がある西部地区と二重の土塁と堀で囲まれた東部地区の2地区に分かれている。

中心建物は、小吉山北部地区中央北側にある南北棟の孫庇付四面庇建物と大鳥井山西部地区にある東西棟の四面庇建物である。大鳥井山西部地区の9SB01 掘立柱建物跡は、桁行7間（ $1.95 \times 7 = 13.65\text{m}$ ）に梁行4間（ $1.95 + 2.55 \times 2 + 1.95 = 9\text{m}$ ）の東西棟の四面庇建物で、面積は 122.9m^2 を測る。柱掘り方は隅丸方形を基本とし、略円形が部分的に混在する。身舎の径は $50 \sim 80\text{cm}$ で、柱痕跡は $20 \sim 30\text{cm}$ 、庇の径は $40 \sim 50\text{cm}$ で、柱痕跡は 20cm 前後である。柱筋が通り、柱間間隔も均等で、古代的である。

小吉山北部地区のSB32 建物跡は、桁行6間（北より $2.1 \times 2 + 3.3 + 3.6 + 3.3 + 2.1 = 16.5\text{m}$ ）に梁行4間（西より $3.0 + 3.6 \times 2 + 2.55 = 12.75\text{m}$ ）の南北棟の孫庇の付く四面庇建物で、面積は 210.4m^2 を測り、遺跡内で最も大きい建物である（島田 2022）。確認された19基の柱掘り方のうち9基に石が入ることから根石と思われ、礎石建物の可能性も残している。比較的柱筋が通るが、柱間間隔にばらつきがあり、柱掘り方は略円形で、径は $70 \sim 90\text{cm}$ である。この事から、大鳥井山9SB01より小吉山SB32の四面庇建物が中世的である。これと類似する建物は、安倍氏の主柵である鳥海柵跡の縦街道南区域で確認された東西棟のSB01四面庇掘立柱建物跡である（浅利 2022）。分析結果による基本寸法は、桁行5間（ $3.6 + 3.15 \times 3 + 3.6 = 16.65\text{m}$ ）に梁行4間（ $3.15 \times 4 = 12.6\text{m}$ ）で、面積は 209.8m^2 を測り、大鳥井山遺跡のSB32とほぼ同規格の建物といえる。この建物の年代は前九年合戦の前段階のⅢ-1期（11世紀前半）とするが（金ヶ崎町教委 2013）、大鳥井山遺跡では最終段階の建物であり、前九年合戦後の11世紀後葉の可能性もある。

小吉山北部地区の四面庇建物と同軸の倉庫は、小吉山東部地区にある。中央に1SB01 総柱建物跡は、桁行3間（北より $2.4 + 3.0 \times 2 = 8.4\text{m}$ ）に梁行（ $3.0 \times 2 = 6\text{m}$ ）で、面積 50.4m^2 の南北棟の大型の建物である。柱掘り方は隅丸方形と略円形が混在し、径 $40 \sim 50\text{cm}$ を測る。確認された11基の柱掘り方のうち9基に拳大の礎が入っており、根石の可能性もある。東西に横断する大溝跡の南側にも規模を縮小した並立する総柱建物があり、倉庫とみられる。

おわりに

在有力者居宅の変遷を遺跡のピークと合わせて考えると、次のようにまとめられる。

I期：9世紀前葉～9世紀中葉	柴崎遺跡・手取清水遺跡
II期：9世紀後葉～10世紀前葉	町屋敷遺跡・江原嶋1遺跡・大見内遺跡
III期：10世紀前葉～11世紀前半	新山遺跡・宮の前遺跡・戸島上野I遺跡
IV期：11世紀後半	虚空蔵大台滝遺跡・大鳥井山遺跡

出羽山北三郡と秋田・河辺二郡の雄物川流域の古代集落は、7世紀後半から竪穴建物からなる集落

が沖積地に形成され、8世紀中葉に律令国家の進出に合わせ、その体制に順応していった。

I期は、秋田城跡大改修や払田柵跡の創建期であり、律令国家の在地経営と連動する形で、掘立柱建物からなる集落が増加していくが、その中に庇付きの中心建物と倉庫を有する在地有力者の屋敷地(居宅)と思われる遺構が確認され、遺構配置や出土遺物より律令国家と関係が深いと想定された。

II期は、元慶の乱前後の時期である。秋田城跡は元慶の乱復興期であり、払田柵跡は政庁域が最も拡大した時期となる。集落様相に変化が起り、立地は沖積地だけではなく、台地や丘陵地でも確認されるようになる。再度、竪穴建物からなる集落が急増し、竪穴建物に付属したカマドの形態も一様ではない状況で、古代城柵を介した住民の移配も考えられた。前述のように9世紀後半頃から国庁とは別のところに国司の館を核とした地区が形成され、政治・経済・文化の中心となる一方、集落は9世紀中葉から後半には独立した屋敷地を持つことが、「館」の成立の起点であるという指摘があるが、この地域の居宅は一様ではなく、建物の規模や構造から、古代城柵と結びつきが強い古参の在地有力者や、新たな在地勢力の台頭などその成立過程が居宅の違いを表しているであろう。居宅は平坦地だけではなく、微高地など自然地形に合わせた形で設置するものもこの頃からである。

III期になると、台地や丘陵地という新たな場所に居宅を造られ、柵など区画施設が設けられた。柵とは字が表すようなものであったのであろう。それに対して館は、官人が食する場という意味でも宴会儀礼などが国司の館などで行われていたことが本来であったが、在地有力者が大なり小なり自分の居住空間を形成した屋敷地が館となっていくことが考えられた。大鳥井山遺跡や虚空蔵大台滝遺跡では、IV期になると明らかに館に柵及び土塁と堀が設けられていることから、柵と館は同義語となり、居館という意味でも通じるようになる。

III期以降、払田柵の東側の政庁域に対して、新たに西側の小高い真山には墓が造られていた。この段階の居宅遺跡では墓は確認できないが、IV期の大鳥井山遺跡では東の小吉山の北部地区に屋敷地(居宅)、東部地区に倉庫や兵舎、西部地区に先祖墓を、大鳥井山の西部地区頂部に持仏堂が構築されていた。陣館遺跡は金沢柵推定地の西に位置し持仏堂があった。同様に虚空蔵大台滝遺跡は中心郭に倉庫と兵舎が確認され、未調査部分に中心建物があった可能性が高く、西郭では地鎮が行われている。勅使館跡も2郭で構成され、東に平坦地が、西に小高い山となっている。これは清原氏の柵(館)の基本構造とも考えられ、それが古代城柵の払田柵の景観と類似していることは偶然でないだろう。大鳥井山遺跡の景観や構造が、奥州藤原氏の館である柳之御所遺跡にも引き継がれたことは先学の指摘するところである(大平1994)。

10世紀以降の国政においては、その頂点に位置する受領国司が数年おきに交替するのに対し、在庁官人らは国衙を拠点に活動する在地者として世襲的にその地位を守っていくようになり、受領の権威のもとにその居館＝「館」を拠点に結集する「館」の者と在庁官人らの活動拠点である国庁に結集して在地勢力の権益を確保する「国」の者が形成されていったという指摘がある(鐘江1994)。II期以降の集落様相がそれであり、大鳥井山遺跡の主となる清原氏は、III期を通じてその双方を統合し発展していったことが考えられる。前九年合戦でみえる清原氏一族の字名は、出羽国北半の郡制施行地域内の山北三郡と秋田・河辺二郡であり、古代から郡内での拠点地域を継承し発展していった可能性は高いと思われる。

引用・参考文献

秋田県教育委員会 1979『宮の前遺跡』秋田県文化財調査報告第64集

秋田県教育委員会 1990『手取清水遺跡』秋田県文化財調査報告第190集

秋田県教育委員会 2000『上野遺跡』秋田県文化財調査報告第295集

岩手大学平泉文化研究センター年報第12集

- 秋田県教育委員会 2001 『江原嶋1遺跡』 秋田県文化財調査報告第310集
- 秋田県教育委員会 2005 『大見内遺跡・館野遺跡』 秋田県文化財調査報告第386集
- 秋田県教育委員会 2007 『虚空蔵大台滝遺跡』 秋田県文化財調査報告第386集
- 秋田県教育委員会 2009a 『払田柵跡Ⅲ - 長森地区 -』 秋田県文化財調査報告第448集
- 秋田県教育委員会 2009b 『払田柵跡Ⅲ - 長森地区 - 別編』 秋田県文化財調査報告第448集
- 浅利英克 2022 「I 安倍氏」 『安倍・清原氏の巨大城柵』 吉川弘文館
- 五十嵐祐介・伊藤武士 2014 「3. 秋田・八郎潟沿岸地区」 『9～11世紀の土器編年構築と集落遺跡の特質からみた、北東北世界の実態的研究』 北東北古代集落遺跡研究会
- 五十嵐一治・伊藤武士 2011 「出羽国城柵の終末—秋田城・払田柵を中心に—」 『第37回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』
- 大橋泰夫 2012 「秋田県町屋敷遺跡」 『古代日本における法倉の研究』 基盤研究(C) 研究成果報告書
- 大平聡 1994 「堀の系譜」 『城と館を掘る・読む』 山川出版社
- 利部修 2011 「虚空蔵大台滝遺跡のかわらけ」 『出羽の古代土器』 同成社
- 鐘江宏之 1994 「平安時代の『国』と『館』」 『城と館を掘る・読む』 山川出版社
- 金ヶ崎町教育委員会 2013 『鳥海柵跡 第18・19次発掘調査報告書』
- 窪田大介 2016 「安倍・清原氏の仏教」 『前九年・後三年合戦と兵の時代』 吉川弘文館
- 大仙市教育委員会 2010 『新山遺跡』 大仙市文化財調査報告書第10集
- 坂井秀弥 1994 「庁と館、集落と屋敷」 『城と堀を掘る・読む』 山川出版社
- 山内村 1990 『山内村村史』
- 島田祐悦 2011 「古代出羽国の柵・館」 『第37回古代城柵官衙遺跡検討会 - 資料集 -』
- 島田祐悦 2016 「出羽山北三郡と清原氏」 『東北の古代史5 前九年・後三年合戦の兵の時代』 吉川弘文館
- 島田祐悦 2022 「II 清原氏」 『安倍・清原氏の巨大城柵』 吉川弘文館
- 島田祐悦 2024 「手取清水遺跡」 『古代城柵官衙遺跡検討会50周年大会資料集』
- 菅原祥夫 2007 「東北の豪族居宅」 『古代豪族居宅の構造と機能』 奈良文化財研究所
- 杉本良 2021 「鳥海柵跡原添下区域SB01
02 掘立柱建物跡仏堂説考」 『令和2年度国指定史跡鳥海柵跡講演会資料集』 金ヶ崎町教育委員会
- 鈴木拓也 1998 『古代東北の支配構造』 吉川弘文館
- 奈良文化財研究所 2007 『古代豪族居宅の構造と機能』
- 船木義勝 2014 「総括」 『9～11世紀の土器編年構築と集落遺跡の特質からみた、北東北世界の实態的研究』 北東北古代集落遺跡研究会
- 三上喜孝 2012 「横手市手取清水遺跡出土木簡の再検討」 『秋田考古学56号』 秋田考古学協会
- 横手市教育委員会 2009 『大鳥井山遺跡』 横手市文化財調査報告第9集
- 横手市教育委員会 2010a 『町屋敷遺跡』 横手市文化財調査報告第15集
- 横手市教育委員会 2010b 『郷土館窯跡・大沼沢窯跡・台処置館跡』 横手市文化財調査報告第16集
- 横手市教育委員会 2016 『陣館遺跡 - 総括報告書 -』 横手市文化財調査報告第38集
- 横手市教育委員会 2017 『陣館遺跡 - 総括報告書補遺編 -』 横手市文化財調査報告第40集
- 横手市教育委員会 2018 『一本杉遺跡』 横手市文化財調査報告第44集
- 横手市教育委員会 2021 『柴崎遺跡』 横手市文化財調査報告第53集
- 吉川耕太郎 2020 「払田柵跡の概要と発掘調査成果」 『第46回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』